

大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 議事録

第四回 都市再生安全確保計画部会

日 時:平成29年10月10日(火)15:00～16:00

場 所:ゲートシティ大崎ウエストタワー 1階 ルームD

1. 開 会

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

本日はお忙しい中、お集まり頂き、誠にありがとうございます。大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会第四回都市再生安全確保計画部会を開催いたします。本日の司会を務めさせて頂く品川区防災まちづくり部防災課地域連携係の東と申します。よろしくお願いいたします。

本日は部会長の品川区防災まちづくり部の古巻防災課長が議会对応のため、欠席させて頂いております。部会長代理につきましては本協議会規約に基づき、部会長よりあらかじめ指名された品川区防災まちづくり部防災課の平原地域連携係長が職務を代理させて頂きます。

それでは開会にあたりまして、部会長代理の品川区防災まちづくり部防災課 平原地域連携係長より挨拶をさせて頂きたいと思います。

2. 挨 拶

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ただいまご紹介頂きました品川区防災まちづくり部防災課の平原と申します。よろしくお願いいたします。先ほどもお話がありましたが、本日は部会長の古巻が議会对応ということで欠席となり、私が職務を代理させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

本部会も本日で四回目となりました。本日はこれまでのご議論を踏まえまして、都市再生安全確保計画の骨子を皆様にご説明させて頂きたいと思います。よりよい計画となりますよう、皆様のご意見、ご指摘をよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

ありがとうございました。続きまして、議事に入る前に事務局より連絡事項がございます。本日は広報用の資料や実施報告書を作成するにあたり、写真撮影および録音をさせて頂きます。また、部会において議決された事項等は品川区ホームページ等により公表させて頂きますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

では、以後の進行につきましては部会長代理にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

1)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の構成員について

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

それではこれより次第に沿って議事を進めてまいります。「3. 議事 1)大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の構成員について」事務局より説明をお願いいたします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

資料 1「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会構成員名簿」をご覧ください。前回の第三回都市再生安全確保部会から人事異動等により変更になった箇所を説明させていただきます。

まず1枚目の「協議会」構成員名簿および2枚目の「協議会会議」構成員名簿につきまして、ゲートシティ大崎街区管理組合理事長が、赤坂様から清水様に変更となっております。

3枚目の本部会構成員名簿につきまして、第三回部会におきましてオブザーバーを名簿に追加してはどうかというご指摘がございましたので、オブザーバーとして大崎居木橋町会会長、永倉様と大崎ウエストタワーズ自治会会長の鈴木様を追加させて頂いております。

また、今回の資料には修正が間に合いませんでしたが、2枚目の「協議会会議」構成員名簿をご覧ください。国土交通省関東地方整備局長が、大西様から泊宏様に変更となっております。

こちらにつきましては、後日、品川区ホームページにおいて資料を掲載いたしますので、そちらでご確認頂きますようお願いいたします。構成員名簿の説明につきましては以上となります。

(構成員 国土交通省関東運輸局)

2枚目の「協議会会議」構成員ですが、国土交通省関東運輸局長が4月1日付で、人事異動により河田守弘に変更しますので修正をお願いいたします。

(構成員 内閣府地方創生推進事務局)

1枚目の「協議会」構成員ですが、内閣府特命大臣が山本幸三から梶山弘志大臣となっておりますので修正をお願いいたします。また、2枚目の「協議会会議」構成員ですが、内閣府地方創生推進事務局長の佐々木基が、人事異動によりまして河村正人となっておりますので修正をお願いいたします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

ありがとうございました。構成員の皆様から口頭により修正ございましたので、後ほど事務局より文字の確認等をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ありがとうございます。ただいま資料1のご説明がありました。

2)大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画の骨子について

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

続いて「3. 議事 2)大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画の骨子について」について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 委託事業者)

資料 2「大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画の骨子について」をご説明させていただきます。本資料では、今回の部会の位置付けを説明させて頂いた後、都市再生安全確保計画のポイントや構成についてご説明させていただきますと思います。

【資料 2 1. 第四回部会の位置づけ】P. 2

2 ページ「第四回部会の位置づけ」は、これまでの検討経緯および第四回部会の位置づけを記載しております。29 年 3 月に第一回部会を実施し、今回で四回目の部会となります。これまで部会構成員の皆様からの意見や基礎調査データから地域の特徴や課題等を抽出してきました。今回は、これまで構成員の皆様から頂いた意見を反映した都市再生安全確保計画の骨子についてご説明させていただきます。

【資料 2 2. 都市再生安全確保計画について】P. 3

3 ページ「都市再生安全確保計画について」は、第 1 回都市再生安全確保計画部会の振り返りと本計画の位置づけが記載されています。

大崎駅は 1 日に約 18 万人、五反田駅は 1 日に約 21 万人の駅の利用客があり、災害時における混乱防止や安全確保が重要な課題となっています。また、大崎・五反田駅周辺の地域は、「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されており、平成 24 年の都市再生特別措置法改正によって、都市再生安全確保計画の作成が求められています。そのため、本計画では、都市再生特別措置法に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全確保を図るために、ハード・ソフト両面から防災対策を盛り込みます。

また、本計画は、地域の安全を確保するために中長期的かつ包括的な対策(取組事項)を定めた計画として位置づけられています。次年度以降は、大崎駅および五反田駅それぞれにおいて「帰宅困難者対策協議会」が立ち上がった段階で、具体的なルールの策定などに取り組んでいく予定となります。

【資料 2 3. 都市再生安全確保計画のポイント(1)都市再生安全確保計画について】P. 4～P. 5

4 ページの「3. 都市再生安全確保計画のポイント(1)都市再生安全確保計画について」は、本計画の目標を記載しています。本計画では、大崎駅周辺地域の「安全確保」および「混乱の防止」を目標として設定することとします。その背景として、大規模災害が発生した際には大崎駅・五反田駅において多数の帰宅困難者の発生が予想されることや、都市再生特別措置法の改正により、本計画の作成が求められていることを記載しています。

5 ページは、本計画の対象範囲を記載しています。地図上の赤い点線で囲われた部分が「大崎駅周辺都市再生緊急整備地域」となり、大崎駅と五反田駅にまたがっています。そのため、本計画では、両駅から概ね 750m以内を対象範囲とします。また、地域特性をまとめるにあたっては、五反田駅周辺を「五反田駅側」、大崎駅周辺を「大崎駅側」としました。

【資料 2 3. 都市再生安全確保計画のポイント(2) 現況および課題の把握】P. 6～P. 8

6ページから 8 ページは「3. 都市再生安全確保計画のポイント(2) 現況および課題の把握」ということで、基礎調査データや本部会での意見交換を踏まえた「平常時の特徴」および「災害時の課題」を記載しています。

7 ページは、前回の部会で提示した「平常時の特徴」について指摘事項を反映したものとなります。前回の部会においては、地域特性を整理する際の分類をもう少し細かく区分した方がわかりやすいという指摘がありました。そのため、「人・場所の特徴」を「人の特徴」および「場所の特徴」に分割して整理しなおしました。

8 ページも前回の部会で提示した「災害時の課題」について指摘事項を反映したものとなります。前回の部会においては、災害時の時系列を細分化した方が課題を出しやすいとの指摘がありました。そのため、地震発生からの時系列を 3 時間、6 時間、12 時間、3 日に分けて再整理しました。また、それらの課題を 7 つに集約し、8 ページ右側にまとめております。

【資料 2 3. 都市再生安全確保計画のポイント(3) 課題解決に向けた取組】P. 9～P. 12

9 ページから 12 ページは、「3. 都市再生安全確保計画のポイント(3) 課題解決に向けた取組」は、前ページでまとめた課題に対する取り組みを網羅的に記載しています。

9 ページは、本計画の目標である「安全確保」および「混乱防止」に向けてそれぞれ短期的、長期的な取組方針を記載しています。なお、長期的な取り組みはまちづくりと連携して段階的に取り組んでいくこととしています。目標の 1 つ目である「安全確保」の視点では、短期的には現状のオープンスペース等を活用しつつ、すぐに取り組みを開始できるソフト面を中心とした取り組みを実施することとし、長期的には災害時の退避場所の確保や退避経路の整備を記載しています。また、目標の 2 つ目である「混乱防止」の視点では、周辺事業者等に対する啓発活動による帰宅困難者の発生防止のほか、協力が得られる一時滞在施設を増やしていくこととしています。長期的には、まちづくりと連携した一時滞在施設や備蓄倉庫の拡充について記載しています。なお、個々の取り組みについてのスケジュール等については、次年度以降の各駅の帰宅困難者対策協議会のなかで検討していくこととします。

10 ページからは、個々の対策を目標や課題と関連付けて整理した図になります。また、それぞれの対策はハード面での対策とソフト面での対策がわかるように記載するとともに、都市再生特別措置法での位置づけについても記載しています。なお、ハード対策において記載している対象施設の具体名については、土地・施設所有や及び管理者等の関係主体と実施に向けた協議し、了承が得られた段階で記載することとします。

10 ページに記載している対策としては、滞在者等の「安全確保」に向けた2つの課題に関連する対策をそれぞれ記載しています。「【1】直接被害の軽減」に向けた対策としては「耐震化に関する取組」、「【2】退避場所・退避経路の確保」に向けた対策としては「一時滞在施設および退避場所に関する取組」および「退避経路に関する取組」を記載しています。

11 ページおよび12 ページは、地域の「混乱防止」に向けた5つの課題に関連する対策を記載しています。11 ページでは、「【3】滞留者の発生防止」に向けた対策として「一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組」、「【4】円滑な避難誘導」に向けた対策として滞留者や帰宅困難者等に向けた「情報提供に関する取組」および「滞留者の誘導」、高齢者や障が者などの「要配慮者に関する取組」を記載しています。12 ページでは、「【5】共助による滞留者支援」に向けた対策として「災害時の支援体制・活動拠点整備に関する取組」およびサイネージなどの「情報伝達ツール強化に関する取組」、災害時における誘導などの「訓練に関する取組」、「【6】発生した滞留者の一時滞在」に向けた対策として「一時滞在施設および退避場所に関する取組」および「備蓄倉庫に関する取組」、電力などの「災害時のエネルギー供給に関する取組」、「【7】帰宅者支援」に向けた対策として、災害発生から3日後以降から発生する徒歩で帰宅する方への支援として「帰宅困難者の徒歩帰宅支援」をそれぞれ記載しています。

今後対策を進めていくにあたって、本計画ではハード・ソフト両面にわたる取り組みを網羅的に記載させて頂きたいと思います。

【資料2 4. 都市再生安全確保計画の構成(案) (1) 各章の概要】P. 13

13 ページ「4. 都市再生安全確保計画の構成(案) (1) 各章の概要」では、本計画の目次と記載事項を章ごとにまとめています。第一章では、本計画の背景や意義、目標等を記載します。第二章では、想定される滞留者、帰宅困難者の推計や基礎調査に基づく駅周辺の滞在人口などの現況データや課題を記載します。第三章では、災害時の課題解決に向けた取り組みとしてハード対策やソフト対策などについて記載します。第四章は参考資料として、本計画に関連する条例やアンケート結果などを掲載します。

【資料2 4. 都市再生安全確保計画の構成(案) (2) 法の位置づけ】P. 14

14 ページ「4. 都市再生安全確保計画の構成(案) (2) 法の位置づけ」では、目次と都市再生特別措置法第19条の13第2項の対応関係について記載しています。

【資料2 参考 都市再生安全確保施設について】P. 15

15 ページ「参考 都市再生安全確保施設について」では、目次の中で出てきた「都市再生安全確保施設」についての説明を「都市再生安全確保計画作成手引き」から引用しています。

続いて、資料3「大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画(素案)」について簡単にご紹介させて頂きます。資料3は、ただいま説明した骨子を基に作成しておりますが、非常にページ数が多くなっております。後ほど事務局よりご説明させて頂きますが、皆様には本資料を別途ご確認頂いたうえで、後日、書面でご

意見を伺いたいと思います。

資料 2 および資料 3 の説明は以上となります。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

では、ただいま事務局より説明がありました大崎駅周辺都市再生安全確保計画の骨子につきまして、質疑のある方は挙手をお願いいたします。先ほどのスケジュールでもありましたとおり、本日は骨子のご説明となります。こちらに基づきまして次回部会では計画書をご承認頂く予定です。また、後ほど事務局からご説明しますが、少し分量はありますが素案につきましてもお示しさせて頂きまして、こちらの内容をご確認頂いた上でご意見やご指摘等を頂ければと考えております。

(オブザーバー 大崎居木橋町会)

本地域はマンションが非常に多く立地しています。地震が起きた際は、戸がゆがんで閉じ込められたり、どこかで火災が発生したりすることが想定されます。そうすると避難できないという事態が起きる可能性があります。その際、個人でできることは非常に限られていると考えます。例えば、町会ではバールを準備していますが大掛かりな資機材は準備できないため、大規模なビルが保有している資機材のリストを開示して、相互利用できるような仕組みがあった方がよいと考えます。停電や断水、橋や建物の倒壊を考えたとき、そうした仕組みが必要であると考えます。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ありがとうございます。こちらにつきましては資料 2 の 3 ページをご覧ください。ご指摘のお話は、今後、具体的にどうしていくかというところとなるかと思います。本計画は、都市再生特別措置法に基づいて、指定された都市再生緊急整備地域についての計画を作成させて頂きますが、計画を作成した後についても重要と考えております。今回の計画は12月を目途に作成する予定ですが、その後につきましては、今回の計画を踏まえて大崎駅周辺と五反田駅周辺に分かれて、実際に地震が発生した場合について具体的に皆様と話し合って検討していく予定です。ぜひ来年度もご協力頂ければと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

(オブザーバー 大崎ウエストシティタワーズ自治会)

災害が発生した際、警察や消防、行政は、大崎や五反田だけをみることはできないため、誰がどう指揮を執っていくのかが重要と考えます。大崎や五反田はそれぞれ広いエリアであるため、平常時であれば車ですぐに行き来できるが、災害時は車が使えなかったり、連絡が取れなかったりすることも考えられます。そのため、それぞれでどう体制を検討していく必要があると考えます。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ありがとうございます。まさにご指摘頂いたとおりかと思います。例えば、区役所のある大井町駅周辺地

域は、JRと東急の線路がほぼ直角に交差しており、大まかに4つのエリアに分けられます。小さな飲食店が多く立地するエリア、再開発ビルが多く立地するエリア、大型店舗や宿泊施設が集まっているエリア、区役所が立地しているエリアというように、特色の違ったエリアが共存している地域となります。大井町駅周辺地域でも帰宅困難者対策協議会が設置されておりますが、やはりエリアに分けて検討を進めています。

同様に大崎駅・五反田駅もそれぞれ JR 線路が通っておりますし、東西でも特色が異なってくる部分があるかと思います。来年度は大崎駅周辺と五反田駅周辺のそれぞれでルールを検討していきたいと考えております。また、その後は訓練をやってみて、実際にはどのような動きをすればよいのかといった部分も含め更にルールの精緻化を進めていければと考えております。

このような流れで検討しておりますので、ぜひご協力頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

(構成員 大崎再開発ビル株式会社)

今回の都市再生安全確保計画は、帰宅困難者や滞在者の対策と捉えていましたが、滞留者の定義について確認させてください。居住者との連携も重要であると考えますが、滞留者は居住者も含めて対策を取っていくということになりますでしょうか。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

事務局の方から回答させていただきます。資料3を1枚めくって頂くと用語の定義があり、滞在者や来訪者、居住者などについて定義させて頂いております。居住者につきましては、滞在者や帰宅困難者には含まれておりません。滞留者につきましては、来訪者と帰宅困難者を合わせたような形が滞留者ということになります。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ありがとうございました。他に何かございましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

それでは大崎駅周辺都市再生安全確保計画の骨子につきまして、ご承認頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。では資料4につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

資料4をご覧ください。「大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画(素案)にかかるご意見、ご要望について」という資料になります。本日お示しいたしました計画の素案については、ページ数もかなり多く、本会議中に全てお読み頂くのは難しいかと思います。後日で結構ですので、本素案をご確認頂いて、ご意見やご要望がございましたら、大変お手数ではございますが資料4の2枚目にある「送付状」にご記入頂き、10月31日までに電子メールまたはFAX等で事務局までご連絡をお願いいたします。記入スペースが足り

ない場合は別紙を添付して頂いたり、書面に直接記入して頂いても結構ですので、よろしくお願いいたします。
事務局からの説明は以上です。

(部会長代理 品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 平原係長)

ありがとうございました。本日の議事は以上で終了となります。それでは進行を事務局に戻します。よろしくお願いいたします。

4. その他

1) 今後のスケジュールについて

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

続きまして資料5をご覧ください。第五回都市再生安全確保計画部会の開催案内となります。次回は12月18日(月)15時から、今回と同様にゲートシティ大崎ウエストタワー ルームDで開催を予定しております。ご出席のほどよろしくお願いいたします。また、これまで同様、出欠票を付けさせて頂いておりますので、12月4日(月)までに品川区事務局まで、電子メールもしくはFAXにて出欠のご連絡をお願いいたします。

最後になりますがカラー刷りの「平成29年度 品川防災学校『事業所コース』参加募集します!」と題した資料をご覧ください。今年度、品川区では品川防災学校を開講いたしまして、事業所コースとしてワークショップや初動対応の体験などを通じて、防災の災害対策の知識やBCPについて学んで頂くコースを実施します。11月1日、品川区役所第2庁舎の2階にございます品川防災体験館で開催を予定しておりますので、ご興味のある方は本資料の申し込み方法に従ってお申し込みを頂ければと思います。

5. 閉 会

(品川区防災まちづくり部防災課地域連携係 東)

それでは大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 第四回都市再生安全確保計画部会を閉会させて頂きたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上